第9期<令和6(2024)年度~令和8(2026)年度>

三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

みんなで ささえあい ともにいきいきとくらせるまち ~地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現~



令和6年3月 三郷市

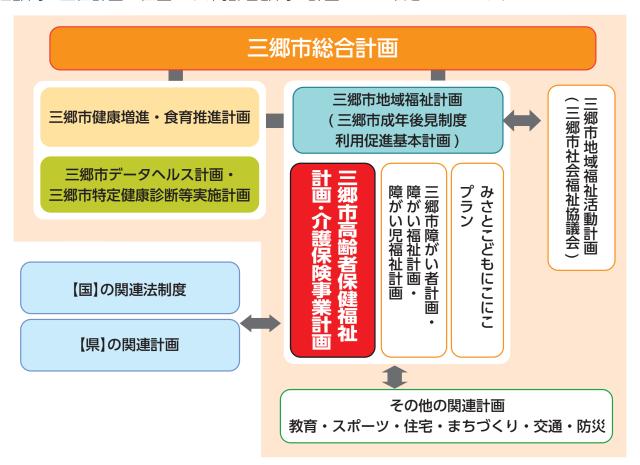


1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく計画で、高齢者の健康と福祉の増進を図るために策定する計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づく計画で、介護保険事業に係る保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を計画的に実現するために策定する計画です。三郷市では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しています。

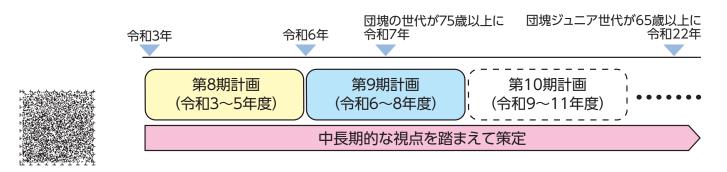
2 計画の位置づけ

三郷市の「三郷市総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、「三郷市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画と位置づけ、高齢者部門の計画として策定しています。



3 計画の期間

計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



計画の策定にあたって

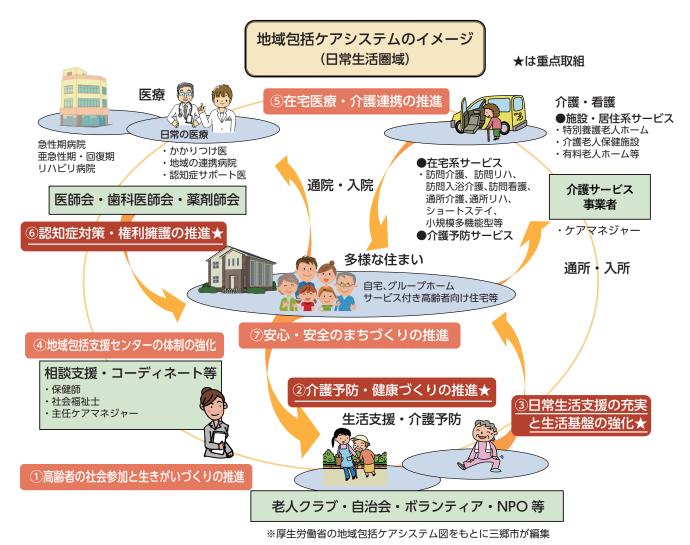
基本理念

みんなで ささえあい ともにいきいきとくらせるまち

~地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現~

介護等が必要な人や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、解決するためには福祉 に関する施策の有機的な連携とともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、助け合いな がら暮らすことのできる地域共生社会を実現することが必要です。「支える側」「支えられる側」と いう垣根を可能な限り取り払い、「担い手となることは結果的に予防になる」という考え方に基づ いて介護予防・生活支援・社会参加を一体的に推進することは、地域包括ケアシステムの深化・ 推進を通じて地域共生社会の実現につながることから、「みんなで ささえあい ともにいきいき とくらせるまち
〜地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現〜」を本計画の基本理念 とします。

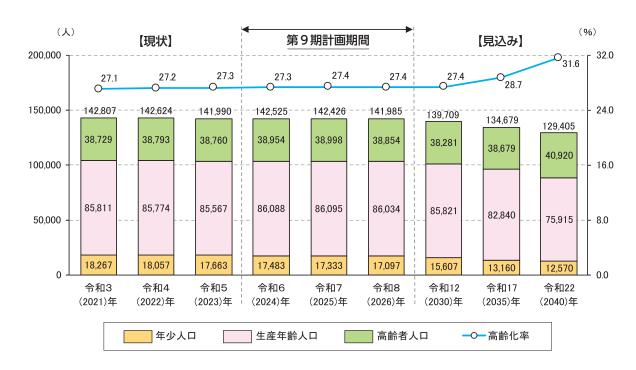
【地域包括ケアシステムと第9期計画における⑦つの施策の方向性のイメージ】



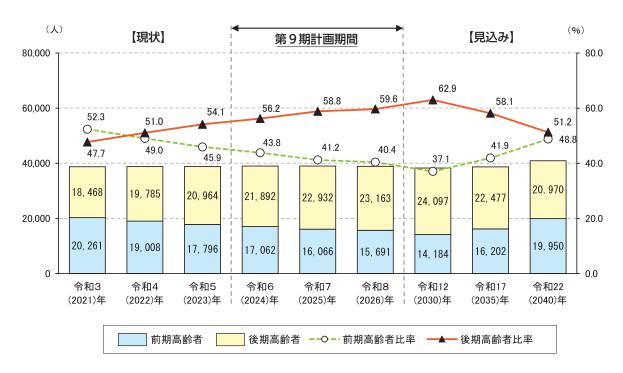


5 高齢者を取り巻く状況

①人口、高齢化率の見込み

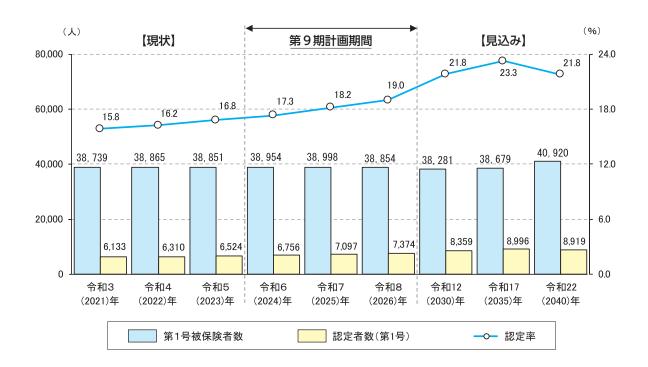


② 前期高齢者と後期高齢者の割合の見込み





③ 第1号被保険者(65歳以上)の要支援・要介護認定者数、認定率の見込み



④ 高齢者世帯の現状と見込み



■調査結果や施策の実績を踏まえた課題

- ◇高齢者の交流の促進と活躍の場の確保(基本目標1-①)
- ◇フレイルの認知度向上と効果的な予防活動の推進(基本目標1-②)
- ◇地域における助け合い・支え合い活動の拡大(基本目標2-③)
- ◇相談窓口の周知と相談体制の充実(基本目標2-4)
- ◇在宅医療・介護連携と本人の意思を尊重した看取りの推進(基本目標2-⑤)
- ◇認知症の早期発見・早期対応と本人・家族に対する支援の充実(基本目標3-⑥)
- ◇介護サービス基盤の充実とサービスの質の向上(介護保険事業の取組)



基本理念

み h な

で

域さ

で 包括 方

· **あい と**

のも 深 化 に

とい

5

基本目標

施策の方向性

1. 健康で自立した 生活の推進

①高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

②介護予防・健康づくりの推進 (重点取組)

2. 地域で支え合える 体制の構築

③日常生活支援の充実と生活基盤の強化 (重点取組)

④地域包括支援センターの体制の強化

⑤在宅医療・介護連携の推進

3. 安心・安全に くらせる 生活環境の整備

⑥認知症対策・権利擁護の推進 (重点取組)

⑦安心・安全のまちづくりの推進



施策

- 1. 地域との交流や生きがいづくりの支援
- 2. 社会活動への参加の促進・担い手の養成
- 3. 高齢者の就労支援
- 1. 健診等を通じた健康づくりの推進
- 2. 運動を通じた健康づくりの推進
- 3. 一般介護予防事業の推進
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 1. 生活支援・介護予防サービスの充実
- 2. 生活支援体制の整備
- 3. 地域の活動による支援サービスの整備
- 4. 介護者(ケアラー)支援のための取組
- 1. 地域包括支援センターの機能強化
- 2. 地域の関係機関の連携推進
- 1. 地域における医療と介護の連携強化
- 1. 認知症の発症を遅らせる取組の推進
- 2. 認知症の早期発見・早期対応
- 3. 認知症の人の本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進
- 4. 成年後見制度等の普及と推進
- 5. 高齢者虐待の早期発見、相談体制の充実・強化
- 1. 生活環境の整備
- 2. 高齢者の住まいの確保
- 3. 防犯・交通安全・防災体制の強化



7 計画の進捗を管理する目標値

基本目標1 「健康で自立した生活の推進」における主な数値目標

成果指標	ERALL (I	R4 (現状値)		R6 (目標値)	R7 (目標値)	R8 (目標値)
健康寿命*1の延伸	申 女性 (F	33) 17.36 年 33) 20.40 年		17.96 年 20.84 年	18.17年20.99年	18.38年21.14年
いきいきシニア率	^{医※2} の維持 	83.8%	7	83.8%	83.8%	83.8%
評価指標		R4 (現状値)		R6 (目標値)	R7 (目標値)	R8 (目標値)
	っている高齢者の割合*3の増加 者の割合*3の増加	64.8% 90.0%		-% -%	68.0% 93.0%	-% -%
-	る高齢者の割合*3の増加 5リスクのある高齢者の割合*3の減少	58.9% 少 71.4%		-% -%	62.0% 68.0%	-% -%
フレイルの認知度	E*3の向上	11.5%		-%	30.0%	-%

基本目標2 「地域で支え合える体制の構築」における主な数値目標

評価指標	R4 (現状値) たすける 89.9%		R6 (目標値) 一%	R7 (目標値) 92.0%	R8 (目標値) 一%
「たすけあい」をする高齢者の割合*3 の増加 た	:すけられる 92.0 %		-%	94.0%	-%
「介護保険サービス以外」の支援・サービスを利用する高齢者の割合	3 ^{※4} の増加 30.2%	1	-%	35.0%	-%
「今後も働きながら介護を続けていける」介護者の割合*4の増加	75.3%		-%	77.0%	-%
地域包括支援センターの認知度*3の増加	53.1%		-%	55.0%	-%
「最期を迎える時の場所の意向」がある高齢者の割合*3の増加	56.4%		-%	58.0%	-%
「介護が必要になったときの意向」がある高齢者の割合*3の増加	75.1%		-%	77.0%	-%

基本目標3 「安心・安全にくらせる生活環境の整備」における主な数値目標

評価指標	R4 (現状値)		R6 (目標値)	R7 (目標値)	R8 (目標値)	
認知症に関する相談窓口の認知度*3の向上	17.0%	\	-%	19.0%	-%	
認知症サポーターの認知度*3の向上	16.6%		-%	19.0%	-%	
成年後見制度の認知度*5の向上	29.4%	,	-%	-%	35.0%	
成年後見制度を利用したいと思う人の割合	*5 の増加 25.9%		-%	-%	30.0%	
成年後見制度利用者数*6の増加	146 人		160 人	170 人	180 人	
成年後見制度の認知度*5 の向上 成年後見制度を利用したいと思う人の割合*	29.4% *5 の増加 25.9%		-% -%	-% -%	35.0% 30.0%	



- ※1 65 歳に到達した人が「要介護 2」以上になるまでの期間(埼玉県指標)
- ※2 要介護・要支援の認定を受けていない人の割合
- ※3 「日常生活圏域ニーズ調査」の設問から算出
- ※4「在宅介護実態調査」の設問から算出
- ※5 「市民アンケート調査」の設問から算出
- ※6 さいたま家庭裁判所で法定後見(後見、保佐、補助)又は任意後見が開始されている三郷市内の人数

① 地域密着型サービスの基盤整備

事業名	項目	第8期末の 整備数	第9期の 整備計画数	第9期終了時の 整備計画数
定期巡回・随時対応型	施設数	1		1
訪問介護看護	定員数	35		35
到切点社内则多式人类	施設数	3		3
認知症対応型通所介護 	定員数	34		34
(看護)小規模多機能	施設数	9	2	11
型居宅介護	定員数	240	58	298
認知症対応型共同生活	施設数	8		8
介護	定員数	135		135
地域密着型特別養護	施設数	1		1
老人ホーム	定員数	29		29
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	施設数	10		10
地域密着型通所介護	定員数	112		112

② 施設サービスの基盤整備

事業名	項目	第8期末の 整備数	第9期の 整備計画数	第9期終了時の 整備計画数
特別養護老人ホーム	施設数	7		7
17が長殿と70かり	定員数	684	*35	719
介護老人保健施設	施設数	1		1
71 BZ B7 NINKENBUZ	定員数	200		200

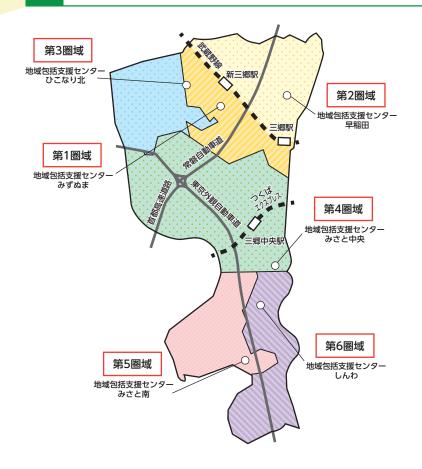
[※]第8期計画未達成分

9 介護保険事業の円滑な提供

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 介護保険制度の普及啓発及び情報提供
- ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上
- ④ 介護認定事務の効率化・体制の強化
- ⑤ 介護給付費の適正化
- ⑥ 災害・感染症に対する体制整備



10 日常生活圏域と地域包括支援センター



地域包括支援センターでは、 高齢者の生活上の困りごとの相 談に応じています。主な活動内 容は以下のとおりです。

- ①総合相談・支援:高齢者の健康や生活全般、介護に関する悩みなどの相談に応じます。
- ②介護予防ケアマネジメント:要支援1・2の方や、今後支援や介護が必要となる可能性のある方に対して、介護予防の支援を行います。
- ③権利擁護:消費者被害の相談 や虐待の早期発見、成年後見制 度の紹介など、高齢者の権利に 関わる相談を受け付けます。

第1圏域	地域包括支援センターみずぬま	住所:上彦名 870	Tel:950-3322			
担当地域	大広戸・仁蔵・笹塚・南蓮沼・駒形・上口(丁目なし)・彦倉(丁目なし)・彦野(丁目なし)・彦成4丁目・采女1丁目・三郷1~3丁目・さつき平1~2丁目・新三郷ららシティ1~3丁目					
第2圏域	地域包括支援センター早稲田	住所:早稲田7-1-7(2F)	Tel:950-3201			
担当地域	半田·小谷堀·前間·後谷·田中新田·丹後·彦成5丁目·采女新田·早稲田1~8丁目					
第3圏域	地域包括支援センターひこなり北	住所:彦成3-7-7-104	Tel:950-6777			
担当地域	下彦川戸·上彦川戸·上彦名·彦成1~3丁目·彦音1~2丁目·彦糸1~2丁目·彦川戸1~2丁目·天神1~2丁目					
第4圏域	地域包括支援センターみさと中央	住所:新和2-375	Tel:949-0090			
担当地域	茂田井・幸房・岩野木・谷中・市助・谷口・花和田・彦江・彦江1・3丁目・彦沢・彦沢1~3丁目・番匠免・ 担当地域 番匠免1~3丁目・上口1~3丁目・彦倉1~2丁目・彦野1~2丁目・泉・泉1~3丁目・新和1~2丁目・栄1丁目・ 中央1~5丁目・インター南1~2丁目・ピアラシティ1~2丁目					
第5圏域	地域包括支援センターみさと南	住所:鷹野5-555	Tel:956-8813			
担当地域	寄巻・鎌倉・戸ヶ崎・戸ヶ崎1~5丁目・栄3~5丁目・鷹野4~5丁目					
第6圏域	地域包括支援センターしんわ	住所:新和5-244	Tel:949-5522			
担当地域	東町·高州1~4丁目·新和3~5丁目·鷹野1~3丁目					

※日常生活圏域:地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定する区域のこと。

第9期三郷市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画 【概要版】



三郷市 いきいき健康部 長寿いきがい課・介護保険課 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

TEL: 048-953-1111 (代表) URL: http://www.city.misato.lg.jp/